

令和5年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第3号)

令和5年6月9日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	田中助一君	2番	村中容君
4番	小倉繭君	5番	久保田守彦君
6番	竹内淳子君	7番	関良幸君
8番	寺島弘樹君	9番	中村雅代君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

欠席議員(2名)

3番	山崎博雄君	10番	福島浩洋君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君
建設水道課長	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君

監 査 委 員 持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、山崎博雄議員及び10番、福島浩洋議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 村 中 容 君

○議長（小西和実君） 最初に、2番、村中 容議員。

〔2番 村中 容君登壇〕

○2番（村中 容君） 通告に基づいて質問させていただきます。

不慣れでお聞き苦しい点があるかと思いますが、何とぞご容赦ください。

国や県の方針で、公立中学校の部活動の地域移行について、生徒に望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立の実現を目指し、2023年（令和5年）度より休日の部活動の段階的な地域移行を図り、2025年（令和7年）度末までに移行したい考えが示されております。

また、平日の運動部の地域移行については、できるところから順次取り組み、休日の地域移行の状態を判断しながら、さらなる改革の推進を提言されております。

しかしながら、現在、町では保護者から、生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動にならないのではないか、また、保護者の時間的・経済的な負担が大きく、子供にクラブ活動をさせることが困難になってしまうのではないかと危惧する声が聞こえてきております。

子供のことを第一に考え、教員の働き方改革の立場にばかり立ったいびつな体制にならないよう、関係者による話し合いが行われていることは分かりますが、関係者に偏りがなかったかですとか、そういったところについて質問させていただきたいと思います。

質問ですが、まず、教員の働き方改革に関する部分に重きが置かれ、生徒や保護者にとって負担の大きい体制になってしまうのではないかと心配の声が聞こえてきます。部活動の地域移行に関し、現在の教育委員会、また小布施中学校、それぞれの考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

続けて、（2）番、現在、中学校では、今年度も昨年度と同様の3名の部活動指導員が配置されているかと思いますが。部活動指導員を増やして教員の負担を軽減するというような方向に現在なっていないのは、どうした理由かというところをお聞かせ願えればと思います。

3つ目、地域移行に向けた今後のスケジュール、5月号の町報にも掲載されておりました部活動の地域移行に向けた協議会についての概要をお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、村中 容議員のご質問に対しまして、ご答弁をさせていただきます。

部活動の地域移行の現状と将来像はということで、3項目にわたりご質問いただいております。

ます。

まず、1点目でございますけれども、部活動の現状につきましては、現在、男女のバスケットボール部、また男女のバレーボール部、男女のソフトテニス部、卓球部、陸上競技部、吹奏楽部、創作部、バドミントン部の11の部活編成となっております。部員数は、6月1日現在で226名、全生徒数313名の72.2%となっております。

この各部に、基本的に顧問・教員が配属され、部活時間は授業割にもよりますが、5時間授業時は午後3時40分から、6時間授業時は午後4時40分からとなっており、終了は、月により異なりますが、最短で午後4時45分まで、最長で午後6時45分までとなっており、その後、社会体育の活動となります。

中学校学習指導要領における特別活動の位置づけとしては、望ましい集団活動を通じて心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うとあります。また、生徒の趣味や関心を大切にし、自主的な参加や活動を基盤とする集団活動であるとしております。

なお、休養日や朝の活動、放課後の活動、土日の活動につきましては、令和5年度からの県の新たな指針により活動を行っております。

ご質問の町教育委員会の考えでございますけれども、現在、部活動の地域移行に向けた協議会の委員を募集しております。部活動について、主に土日の活動を地域移行するための協議会であり、令和6年度からの移行を目標に、対象となる部活動や指導者の確保、練習会場等について、町内のスポーツ関係団体の役員さんを交え検討する予定でございます。

この協議会の中で、教師の負担軽減のみならず、生徒、保護者負担について十分な議論を重ね、地域移行に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

中学校の状況でございますけれども、中学校としましては、教育委員会の指導に従いまして、スムーズに移行が進めていけるよう準備をしている状況でございます。

なお、目的は教員の働き方改革のみだけではなく、部活動の機会均等、少子化への対応、指導者による継続的な指導等も踏まえた方向性であることも確認してまいりたいと考えております。

2つ目のご質問でございますが、部活動指導員とは、平成29年4月に学校教育施行規則が改定されたことによって新たに定められた非常勤講師であり、小布施町では平成30年度から任用を始めました。現在、小布施中学校では、3名の方に部活動指導員として活動していた

だいております。

部活動指導員が行うことができる職務として、技術指導に加え、大会、練習試合等の引率、事故発生時の現場対応、生徒指導に係る対応、指導計画の作成といった部活動に関わる様々な職務が含まれております。3人の部活動指導員には、これらのことも部活動指導員の役割として認識して、学校教育の一環である部活動の指導に当たっていただいているところでございます。

これらの責任を果たせることに加え、部活動は平日の夕方の下校時間までが活動時間と限られていることもあり、仕事と両立できるかという点で、部活動指導員を引き受けていただける人も限られるという課題もございます。加えて、部活動の地域移行を進めるに当たり、既に活動いただいている外部指導者の方々への報酬を検討していく中、現状の制度である部活動指導員の任用を増やしていく予算措置が厳しかったことも要因として挙げられます。

3点目のご質問でございますが、協議会では地域クラブの体制について、具体的には、昨日、寺島議員よりご質問いただきました必要なスタッフや指導者の報酬等の運営費、各家庭にご負担いただく会費、活動時の安全対策、指導者の指導力向上策、体罰問題対策、指導への偏重対策に加え、平日の部活動活動と連携内容や指導者の確保方法等、多岐にわたる項目についてご検討いただく予定でございます。

現在、委員の募集をさせていただいておりますが、様々なお立場の方からご意見をいただきたいと考えております。部活動は本来、第一に生徒のための活動であります。そのことを念頭に置き、どのような体制が参加しやすい体制なのか、どうすれば継続的に活動していくことができるのか、部活動が担っていた教育的意義を忘れることなく、小布施らしい地域移行の在り方について、皆様のお知恵をいただきながら協議してまいりたいと思います。

各部活動の県大会を主催する県中学校体育連盟においては、おおむね地域スポーツクラブとして参加する場合の要綱が示されておりますが、北信越大会、全国大会等は主催団体が異なるため、同じ種目でも、また種目間でも主管する競技専門部等が異なるため、違いが生じている場合がございます。今年の夏に、地域移行化に関し、県の方針が示されると聞いております。

町の協議会の委員募集は、今週末を締切りとさせていただいておりますので、第1回目の会議は7月上旬になろうかと思われま。以降、月1回をめぐりに、昨年12月にスポーツ庁、文化庁が示した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインや県の方針、各大会の主催者や各競技専門部の要綱、現在の部活動や社会体育の状況等

を踏まえ、検討を進めてまいりたいと思います。

一方で、現在の小布施中学校の各部活動、社会体育においても、指導者数や会費など状況は異なり、統一した休日の部活動の地域移行をすることが困難になることも懸念されます。先ほどのガイドラインでは、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけられていますが、それにこだわらず、体制が整った部活動から移行するなど、いずれにしても生徒のことを第一に考え、検討を重ねて早期の地域移行化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 村中 容議員。

○2番（村中 容君） ご説明ありがとうございました。

質問の1つ目、町の教育委員会と中学校のそれぞれのお考えということで、ありがとうございました。

町では、2021年からスポーツ未来会議を設置されて、地域移行の在り方や可能性についてお話をされてきたかと思います。その会議において、先日、ちょっと地域移行、現時点では困難なのではないかという結論に至ったとのことだったと思うんですが、困難であったというところの主な原因は、まず何だったのかということと、新しく立ち上げる協議会として、それを踏まえた上で、次は同じ結論に至らないような何か対策というか考えはおありなのでしょうか。

また、中学校に対して、やはり、おっしゃっていましたが、子供のことを一番に考えていただいて、対応していただきたいというふうに強く思っております。中学校時代の部活動というのは、やっぱりその後のスポーツされる方の人生のところ、生涯スポーツとしてそれを続けられたりするような意味合いもかなりあると思いますので、単純に子供がその期間だけやるということではなく、将来にわたってそのスポーツに関わっていく可能性のあるというところを考えていただければなと思います。

それと、部活動指導員に関してなんですけれども、基本的に現在やられている方が、既に外部指導員として部活動に関わっていらっしゃる方に対して、予算づけ、なかなか厳しかったというふうなお話かと思うんですけれども、県では部活動指導員に対し、任用補助事業というのがあるかと思います。県の示すスポーツ指導方針に従った運営や指導をされていれば、補助の対象となるというふうに県のほうからお伺いしております、やはり今の小布施町の社会体育としての活動は、県としてもちょっとというところがあるという話を聞いておりますので、ぜひ県の意向にある程度沿った、しっかりとした内容でやっていただきたいと。社

会体育が今、正直なところ、父兄に全部丸投げしているような状態だと思いますので、やはり学校と地域、保護者で協力し合って、子供たちのために活動できるような形にしていきたいと思います。

3つ目の地域移行のスケジュール、運動部以外の文化部なんかも、かなり大変だと思うんですけども、器具類ですとか指導者というところをどのように確保していくお考えなのかということも、ちょっと検討して行ってほしい、あるいは、めどが立っているのであれば、お伺いしたいというところがあります。あわせて、この会議、私も参加させていただきたいと思うところがありますので、お願いいたします。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、村中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のOBUSEスポーツ未来会議で検討を重ねてきたわけでございますけれども、その部分が、議論の末、解散になったわけでございますが、そちらに関しましては、地域型スポーツクラブを立ち上げるということに関して、今時点では難しいのではないかという議論に達しまして、その会議自体は終了したというような経過でございます。

その中で、部活動の地域移行も一緒に考えていこうということで進めた会議でございまして、その会議の席上の中では、今後、部活動の地域移行に関して特化した協議会をつくり、子供たちのために地域移行を早めに推進ができる体制を取っていくという中で、今後、協議会を進めていきたいということで今考えております。

2点目の子供を一番中心に考えて活動していただきたい、そのとおりでございますので、子供たちの意見等も十分聞く中で、今後進めていければと考えております。

また、3点目の外部指導者の関係でございますが、先ほどの答弁の中でも、現在3名の外部指導者の方に活動にご協力をいただいております。この3名の皆さんに関しては、県の部活動の補助金を頂く中で対応しておりますが、県の補助金については経費の3分の2ということになっておりますので、残りの3分の1は町の予算で対応させていただいております。

県のほうも、限られた予算の中での対応ということでございますので、それぞれの中学校で、先ほども言いましたが、私どもの中学校では今、11の部活動があるわけなんです、11全てに部活動指導員を置くということが、なかなか予算上難しいという中で、今、小布施町に割り振られてきている部分に関しては、3名分の補助金の部分になってきております。

今後も、部活動に関わっていただく方のやはり報酬ですね、これが一番の課題にもなってくるかと思っておりますので、この辺についても、協議会の中でしっかりご協議をいただき、進め

てまいりたいと思います。

あと、4点目の文化部についての地域移行でございます。

村中議員も懸念されているとおり、やはり文化部の指導という部分に関しては、なかなかそれを担っていただく方がいないのが現状でございます。特に吹奏楽とか、そういう部分に関しましては、やはり専門的な知識等も当然必要になってくることでございます。今後、協議会の中でも協議をさせていただきますが、教員経験があつて、そういう吹奏楽等の音楽を専科していた先生がいれば、その先生にお声かけをさせていただくというのも、一つの方策かなということ考えております。

また、小布施町だけではなくて、近隣の市町村と指導者を連携するという形も、一つの方策として考えられるのではないかなということがございますが、いずれにしても、早急に地域移行ができる体制を整えてまいりたいと思いますので、またご理解のほど、お願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 村中 容議員。

○2番（村中 容君） ありがとうございます。

部活動指導員の補助金の部分なんですけれども、県が3分の2で町が3分の1ということだと思うんですけれども、内容としては国が1、県が1、町が1だと思うんですけれども、時給でおおむね1,600円ということで県では言っていると思うんですけれども、なので、一つの負担が、大体1時間に対して500円ちょっとぐらいの負担だと思うんです。年間で県が予定しているのが210時間で、大体33万6,000円とか、その程度だと思うんですね。うち1割を町でということですので、ちょっと頑張ってください、ぜひもう少し人数を増やしていただけるようなところで、やはり県のほうも、そういったところ、小布施町しっかりやるのであればというふうに言ってくれているところも多分あると思うので、というか、そういった話も聞こえてきますので、県のスポーツ課の方からですかね。ですので、しっかりそこは県のほうに申請していただいて、なるべく多くの部活動で、しっかりお給料をお支払いした上で、皆さん、地域の部活動を手伝ってくれている方たちも満足できるような形で話をまとめていただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○議長（小西和実君） 以上で村中 容議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小西和実君） 続いて、13番、関 悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） おはようございます。

少し長い文になりますので、ご容赦願います。

それでは、文化芸術の振興についてお伺いいたします。

芸術、伝統芸能、生活文化、文化財などの文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす、人生を豊かにするものです。また、豊かな人間性を涵養し、創造性を育み、人間の感性を育てるほか、他者に共感する心を通じて他者を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質を育むものです、これは文化芸術の意義について、文部科学省の資料で説明されているものであります。

2001年に成立をいたしました文化芸術振興基本法には、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人間の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」とされています。

その後、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境形成は十分な状態にあるとは言えないとし、2017年（平成29年）に文化芸術振興基本法を改正し文化芸術基本法を制定、地方公共団体は「文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」あわせて、地方公共団体は、国が定める文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画となる地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めるとされました。

文化芸術推進基本計画においては、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること、文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであることとされています。

小布施町は、栗と北斎と花のまちとして発展を続けている町です。世界的に著名な葛飾北

斎を筆頭に、先人の残した文化遺産をはじめ、数々の文化芸術作品を継承しています。また、第6次小布施町総合計画の町民憲章に、「教養を高め、文化と伝統を育みましょう」を掲げ、また、重点施策として、暮らしを豊かにする学びと交流の場づくり、次代を担う若者の育成・応援と、新しい文化の創造など、文化芸術の推進が掲げられています。

そこで、伺います。

文化庁は2018年に新たに学校教育室を設置し、これまで文部科学省が所管していた学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事項を文化庁に移管、従来より取り組んできた文化振興施策に加えて、学校教育における全ての子供たちへの芸術に関する教育の充実を図るとしました。そして、小・中学校へ芸術家を派遣し、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保やワークショップなどを実施することを挙げ、子供たちの豊かな想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的にしています。

そこで、幼保小中一貫教育を実施している当町では、どのような文化芸術推進事業が行われているのかをお聞きいたします。

次に、小布施町総合計画では、図書館、おぶせミュージアム・中島千波館、高井鴻山記念館、歴史民俗資料館などの町立文化施設について、その目的や位置づけを改めて議論・明確化し、目的に合った文化施策の深化に向けて、運営方法や事業内容の充実・見直しに取り組むとされていますが、その進捗状況についてお聞きいたします。

また、建物デザイン、設計者、展示内容、周囲環境など、日本有数の様々な魅力を持っている施設を多くの子供たちや町民が気軽に利用でき、日々の生活の中で癒やしの場、学習の場として活用できるような取組を強く要望いたしますが、お考えを聞かせてください。

次に、文化芸術基本法には、地方公共団体は、国が定める文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画となる地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めるとされていますが、小布施町文化芸術推進基本計画の策定についての考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） それでは、まず最初に、幼保小中一貫教育を実施している当町では、どのような文化芸術推進事業が行われているのか。また、小布施町総合計画の進捗状況につ

いて、そして、多くの子供たちや町民が気軽に利用でき、日々の生活の中で癒やしの場、学習の場として利用できるような取組を強く要望しますとのご質問について答えます。

まず、幼稚園、保育園での文化芸術に関わる事業として、年1回、人形劇鑑賞を行っています。今年、すぎのこ芸術文化振興会、劇団すぎのこによる「うさぎとかめ」、「おむすびころりん」を鑑賞しました。さらに、地域のボランティアの方々に、ドラムや琴の演奏、絵本の読み聞かせなどをしていただいています。また、おぶせミュージアムに出かけて館内を見学するなど、身近な美術館で文化芸術に触れる機会を設けています。

小学校においてです。小学校では、学校教育計画に基づき、文化的行事として活動を行っています。具体的には、全校児童が文化芸術を鑑賞する機会を設けています。音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、また、音楽会練習を通して音楽会があり、音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室は隔年で開催をしています。音楽会は全学年、毎年開催しています。

さらに、学年ごとに、生活科、社会科や総合的な学習を通して、小布施丸なす栽培、それから米作り、ちょうど今日、5年生は田植の活動をしています。小布施町の特色は、田植だけの体験ではなくて、今日、能楽師の佐野 登先生にも来ていただいて、田植と田楽、猿楽、能楽のつながりについて、小学校5年生は学んでいます。これは大きな小布施町の特色だと思います。

また、北斎巴錦栽培や遺作品巡り、歴史民俗資料館、高井鴻山記念館、あかり博物館の見学などを通して、伝統文化や町の歴史を身近に引き寄せるための活動を取り入れています。

6年生の修学旅行では、墨田区伝統工芸の体験学習を継続実施しているのも、伝統文化交流体験活動において、これは小布施町の大きな特色と言えると思います。また、昨年度、6年生は、セイジ・オザワ松本フェスティバルへも参加しました。

さらに、小布施町放課後子供教室も、体験活動の一環として、月1回、能楽師の佐野 登先生に謡の稽古をしていただいて、11月に開催されるおぶせ能で1年間の成果を発表しています。

中学校です。中学校では、文化芸術推進事業として、本物に触れることを大切にしたい取組を行っています。昨年度の取組としては、太鼓芸能集団鼓童を招き、全校生徒の鑑賞教室を行いました。伝統的な音楽芸能を基に現代的なアレンジを加えた迫力の演奏を受けて、生徒たちは音楽の楽しさ、奥深さを十分に味わうことができる場となったというふうに聞いています。

また、今年度の鑑賞教室の計画としては、6月に学校寄席を予定しているとのこと。

次に、授業としては、美術の授業では、葛飾北斎の絵画を鑑賞し、その印象を基に自らの作品を描いていく活動、音楽の授業では、日本の伝統的な楽器である琴の学習を行うなど、指導可能な職員により専門的な指導を行っています。

また、民謡を扱う授業では、外部から指導者を招き、より日本文化に触れることのできる授業づくりを目指し、取組を行っています。

最後に、中学校の行事関係としては、毎年、学校祭の鳳凰祭でのすばらしい合唱発表会や、各学年の旅行的な行事においては、各地域の文化芸術に触れる体験活動を取り入れています。

次に、現在、文化芸術推進において、新たな協議会を設置したり計画を策定したりするなどの取組は行っていませんが、各館の諮問機関である各協議会等において、館の目的や位置づけについて検討いただいています。

例えば、歴史民俗資料館に協議会はありませんが、文化財保護審議会委員の皆様は文化財保護審議会に、折に触れご意見をいただいています。また、おぶせミュージアムにつきましては、20年ほど協議会を開催してきませんでした。今年度、委員報酬の予算についてお認めいただきましたので、おぶせミュージアム協議会を再開し、館の運営や方向性等について協議いただく予定です。

また、やなせたかし記念館などを手がけられた古谷誠章先生に設計いただき、日本図書館協会建築賞を受賞した町立図書館まちとしょテラソなど、議員ご指摘のとおり、町内には国外に名を馳せ、魅力あふれる施設があります。

今年、図書館は開館100周年、高井鴻山記念館は40周年、文書館は10周年を迎え、年間を通じ、周年記念イベントや企画展を開催させていただいています。また、議会からご提案をいただき、昨年より65歳以上の町民の皆様の入館料を無料にさせていただくなど、気軽にご利用いただけるための取組についても進めさせていただいています。

今年度、小布施町出身の金属工芸作家である日本芸術院会員の春山文典様からは、今、4月27日から6月27日まで、春山文典展をおぶせミュージアムで行っていますが、この春山文典様から、文化庁事業である文化芸術による子供育成推進事業の利用についてご提案をいただいています。

この事業は、小・中学校等に芸術家を派遣いただき、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施いただくものです。このような事業を利用し、町民の皆様は魅力あふれる施設で本物の芸術に触れる機会を提供させていただきたいと考えています。

今後も、町内の美術館や博物館、北斎ホール等で開催される文化芸術の企画・運営・共催を通して、町民が文化芸術を鑑賞する機会や、町民自らが演じる場を大切にしていける方向で協議していきたいと思っております。

また、小布施町の幼保小中学校での一貫した交流や体験において、文化芸術の分野でも、それぞれのカリキュラムを広く捉えながら、子供たちの心をゆさぶり、見方、考え方を深めていけるように、教職員と共に取り組んでいきたいと思っております。

次に、小布施町文化芸術推進基本計画の策定についての考えはについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、文化芸術基本法第7条の2では、市町村の教育委員会は文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする、努力義務として規定されています。

文化庁により毎年行われている地方における文化行政の状況調査によりますと、直近で発表があった令和3年10月の状況では、長野県内において文化政策計画等を定めている市町村数は、長野市、松本市を除いた75市町村中9市町村にとどまっています。当町も、未策定の66市町村の中にはある状況です。小布施町では、議員ご指摘のとおり、法制定以前より、文化はまちづくりにおける重要な要素の一つとして捉え、歴史と文化の町小布施をキーワードに、文化の継承・発展、文化振興を心がけ、様々な事業を企画・実施してまいりました。

第6次町総合計画策定時において実施した町民意識調査においては、図書館の利活用の推進や内容の充実、次いで、アート、スポーツ、娯楽など若者文化の育成支援、伝統的食文化の継承、食育の推進、小・中学生の参加による伝統芸能の保存・継承、美術館の魅力づくりと利活用の推進の順に充実を図るべきであるとのことをご意見をいただいております。

現在のところ、町において文化芸術推進基本計画を定める予定はありませんが、今後も町民の皆様のお声を真摯に受け止め、町づくりの根幹の一つを担っているものであるということをご意見を常に念頭に置き、引き続き文化芸術振興に努めてまいります。

以上です。

○議長（小西和実君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） ただいまは山崎教育長に詳細にわたる説明をいただきまして、とても子供たち、恵まれた環境の中で、たくさんのいいものを、本物を与えていただいているということで、とても安心をいたしましたし、わくわくしながら教育長の答弁を聞かせていただきました。

そこで質問したいんですけども、こんなに充実しているとは思わなかったんですけど

も、四、五年前に文部科学省から文化庁に移管した小学校の音楽とか図工とか中学校の美術、音楽、それが移行したときには、教育的な指導内容というのは変わったのかなというような気もしているんですけども、どんな状況だったかということ。

それから、もう一つは、今回、おぶせミュージアムの条例が一部改正ということでの議案が第2号で出されておりますけれども、博物館法が非常に変わったという、ただ美術館というところは作品を展示するところだけでなく、様々な活動を観光に利用する、産業振興に利用する、また地域交流の場として利用するというような変化を、法改正がありましたけれども、そういう点で、おぶせミュージアムの在り方というものを、変わっていかうとしているところはあるのかどうか。

それからもう一つ、3つ目は、先ほど村中さんが質問していましたが、文化的な指導者がいないというような、部活に関してありましたけれども、小布施の中を育った文化人というのはたくさんいらっしゃるんだろうというふうに思うんですね。

私、様々な音楽活動を通して、いろんな方と知り合いになっておりますけれども、今回、6月26日の日曜日に開催するサックスの4人の1人なんですけれども、押羽の月岡さんという方、小布施の出身でいらっしゃいます。先日は、林の出身の落語家、非常に関さんがお力を入れている方、いろんな芸術家という方たちがいろんな活動をしているんですね。そういう、せっかく小布施の地で育ち、そしてこの地で、多分その方たちが発表できる場があるということが、どんなにこれからの自分の将来に向けての力になるか。そして、地元とすれば、やっぱりここで育った人たちが、こうやって頑張っている姿が見られるというのは、共に喜ぶ姿だろうなというふうに思うんですね。

そういう意味では、そういう小布施出身の人たちの文化芸術に関する人たちを、探し当てるといえることはないですけども探して、そういうところに活用するということも大事だろうなというふうに思うんですけども、その点について、この3点について、再質問をさせていただきます。

それでも、とてもうれしい教育長の答弁でした。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 今、3つの質問をいただきました。

一番最初の質問に関して、答えになるか、今はちょっと分からないのですが、小布施町としては、幼保小中一貫教育というのを目指して現在推進しています。そこの一番の考え方の中心になることは、幼保小中、やはり交流をしっかりしていこうということを教職員として

いるんですけれども、それは異年齢の子供たちの触れ合いを、とにかくこれから大事にしていきたいというふうに考えているんですね。

そのよさは、やはり、中学生であれば、例えば幼稚園、保育園の子供たちと関わると、自分に役割ができて、何とか自分ができることは何かと考えるという、一種のケアリングみたいな、そういう気持ちが育っていくと考えています。それからまた、幼稚園、保育園のお子さんと触れ合うこととして、私たちが赤ちゃんを見たときに感じるヒーリングというか癒やしの気持ちも、子供たちは味わうことができると思うんですね。

ですので、幼保小中という一貫して、そういう交流という活動をすごく大事にしていこうという方向で、今、小布施町のほうは、そこを大事にしてやっていこうと考えています。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんので、もしあれでしたら再質問していただければと思うんですけれども、もう一つは、3歳から15歳という形で、私たちは、12年間で地域の方や教職員が小布施町の子供たちを育てていくんだという、そういう感覚を持って教育に当たってほしいということ、今大事にして取り組んでいます。

2点目ですが、博物館法により、おぶせミュージアムについて、今後どのような考え方を持って推進していくのかということなんですけれども、この間確認したことは、博物館法にも書かれているのですが、11のことが書かれていて、長くなって申し訳ありませんが、1つ目、社会への貢献、多様な価値と価値観の尊重、設置の責任、自由の尊重と確保、経営の安定、保存の責務、調査研究、展示、教育普及、研さんの必要、発信と連携、法令・規範・倫理の遵守と書かれているんですけれども、やはりこのことは大事にして、おぶせミュージアムの運営をしていこうじゃないかというようなことは、教育委員会のほうでも確認をし、また、協議会を再開していこうというふうに考えています。

3つ目の文化的指導者について、やはり情報をこれから皆さんからいただいて、今後にも生かしていくとしたら、人材バンクというような形で、表づくりとかそういうものをして、今後にも生かしていき、いろいろな情報をいただきながら、文化的に関わっていく指導者についても、私たち、探していきたいというふうに思っていますので、議員に教えていただいたことも大事にしながら関わっていきたくと思っています。

以上です。

○議長（小西和実君） 関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） 博物館法というのは、今までは社会教育法にのっとりという、社会教育法だけだったけれども、これからは、私が今質問している文化芸術基本法にのっとり

というふうになっていますよね、変わりましたですよね。ですから、おぶせミュージアムも、社会教育法だけじゃなくて、文化芸術基本法というのが基本になるわけですよね。

文化芸術基本法の考え方というのの中には、今、教育長が11言いましたけれども、やっぱり地域への貢献というか、地域と共にあるというものがすごく大きくうたわれているんだろうと思うんですね、文化芸術基本法の中には。やっぱり地元で愛される、地元の人たちが足をしっかり運んでこそ、博物館、美術館というものは生きるんだという点では、何かもう少し博物館法の本質というものは、やっぱりもうちょっと、おぶせミュージアムはうたうべきだなというふうに私はすごく思っています。

あと、もう一つの質問でいいますと、私もいろんな音楽が好きで、音楽を愛して生きているんですけども、様々な世界に活躍する人をお呼びしながら、いろんなリサイタルやコンサート、いろいろやるんですけども、学生、子供たちは無料ですよと書いても、小布施の町って本当に子供が参加しない。どうしてかなと、これだけ教育の現場でも本物に触れてやっているにもかかわらず、実際に世界で活躍する人をお呼びしながらやっても子供たちが参加しないというのは、ああ、小布施って、どうしてなんだろうと、いつも思っているんですけども、そういう点でも、地元でこれだけのものが聴けるんだというのがあるのを、やっぱり教育委員会としても、学校のほうに情報を提供しながら、本物にもっともっと触れさせる機会を与えていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 今、議員からご指摘いただいた点は大事にして、今後取り組んでいきたいというふうに思います。

○13番（関 悦子君） 終了します。どうもありがとうございました。

○議長（小西和実君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小西和実君） 続いて、7番、関 良幸議員。

〔7番 関 良幸君登壇〕

○7番（関 良幸君） それでは、2点質問いたします。

1点目です。千曲川堤防強化工事完了に伴い返却される農地の復興はということで、令和

3年から行われた千曲川堤防の強化工事は、水制跡地付近から篠井川までの区間を残し完了しました。この工事では、堤防から25メートル幅の河川敷の農地が買収・借地されて進められましたが、工事用車両の通行のため借地された10メートル幅は、工事完了に伴い地権者に返却されることとなります。

返却された農地の後利用は、もちろん地権者の皆さんの意思によりますが、耕作放棄地が増えるのではないかと心配されます。農地の一部が買収され、残った土地が返却されたとしても耕作するには面積が小さい、また、三角地などになってしまい耕作しづらいなどの理由で、耕作の再開を諦める地権者が出てくるのではないかと考えられます。耕作放棄地を増やさないよう、地権者の方に耕作を続けていただくための施策や、狭くなった農地の集積・集約化などの支援策が求められると考えます。

そこで、幾つか伺います。

今会議初日の町長挨拶で、令和6年出水期までに水制跡地付近から篠井川までの工事は完了予定だというふうにお聞きしました。借地の返却はいつになるのでしょうか。

農地相談員などによる、耕作地の集積・集約化のため狭小化した農地交交などの相談・支援は考えられないでしょうか。

耕作の再開を考える方のため、台風などでの浸水の可能性を考えると、台風シーズン前に収穫を終えるわせの桃、プラム、プルーンなどの新興果樹などの耕作が適していると思われませんが、これらを推奨し、苗木購入の補助などは考えられないでしょうか。

耕作の再開をためらう方の農地は、河川敷は土壌が豊かで肥料も少なくて済むので、町で管理する家庭菜園などの耕作地として考えられないでしょうか。

○議長（小西和実君） 芋川建設水道課長。

〔建設水道課長 芋川享正君登壇〕

○建設水道課長（芋川享正君） 関 良幸議員の1点目のご質問にお答えいたします。

令和元年東日本台風、台風19号の影響を受け、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所では、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づき堤防強化工事が進められています。

現在、千曲川右岸堤防では、大島から押羽地籍の水制跡地付近では完了し、篠井川排水機場までの1.5キロメートルが残っている状態です。堤防強化工事の進捗状況と完了時期について、千曲川河川事務所に確認いたしました。右岸堤防については、篠井川排水機場までの1.5キロメートルは、質問の中にありましたが、令和6年出水期までに完了予定で進めているとのことです。また、左岸堤防の工事は令和5年度末に完成予定とのことをございます。

続いて、工事用車両の通行のため借地された10メートル部分の返却時期についてですが、右岸堤防の大島から押羽地籍の水制跡地付近までの堤防工事はほぼ完了していますが、現在、堤防の管理用道路の工事を施工しています。管理用道路の完成後の今年8月末には返却をするとのことでございます。仮設用道路の鉄板を剥ぎ、畑としてお使いできるよう、耕うんして返却するとのことでございます。

なお、右岸堤防の篠井川機場までの残りの1.5キロメートルは令和6年出水期までに、左岸堤防の借地につきましては令和5年度末の工事完了後には返却する予定とのことでございます。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、関 良幸議員の千曲川堤防強化工事完了に伴い返却される農地についての2つ目以降のご質問について、私のほうから答えさせていただきます。

まず、2つ目の耕作地の集積・集約化のため狭小化した農地交換などの農地相談員による相談支援は考えられないかというところでございますが、返却される農地の面積は約7.5ヘクタール、個人所有の農地と共有地で、もともと主にリンゴ、桃、栗などの果樹や野菜が栽培されていたものです。

議員のご指摘のとおり、堤防強化工事の実施に伴いまして面積が小さくなりましたり、形がいびつになってしまったことで耕作がしにくくなり、再開をちゅうちょされる農家もおおいでになるかもしれません。返却後の農地の状況につきましては、それぞれ農家ごとに状況、お考えも異なるかと思いますので、それぞれ農家のお考えに沿いまして、個別にご相談に応じてまいりたいと考えております。集積や交換などの具体的なご希望がございましたら、お気軽に産業振興課にお声かけいただきまして、農地相談員もおりますので、ご相談いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の台風シーズン前に収穫を終えるわせの新興果樹を推奨し、苗木購入の補助など考えられないかというご質問に対してです。

河川敷内の農地につきましては、令和元年10月の台風19号により143.35ヘクタールの農地が冠水して、甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところです。令和2年7月の豪雨災害では、リンゴや桃など49ヘクタール、令和3年8月の豪雨災害でも、リンゴ、桃、栗など

52.5ヘクタールの農地が冠水しまして、今年5月の大雨の際にも一部の畑に水が入るなど、毎年のように増水に見舞われておりまして、農家の皆さんには大変な思いをされていることと存じます。

町では、このような災害に対する備えとしまして、農家の皆さんの農業共済への加入をお勧めするとともに、果樹共済、収入保険の掛金の補助を手厚くさせていただいておるところです。さらには、議員のご提案のように、河川敷内農地へのわせ種の新興果樹の導入の推奨も重要なことであり、必要だと考えているところでございます。

一方で、農家によりましては、生活の中心となる多くの圃場が河川敷内にあるなど、作業などの都合から、全ての作物をわせ種に切り替えることが難しい方もいらっしゃるお聞きしております。加えて、今年のような凍霜害のリスクも多いエリアでもありますので、具体的なわせ種の品種の選定ですとか推奨の方法などにつきましては、ながの農協小布施支所や県の農業農村支援センターなど関係機関、そして地域の農業委員の皆様などとも相談しながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、4つ目の耕作の再開をためらう方の農地は町の管理する家庭菜園などの耕作地として考えられないかということについてでございますが、現在、町内には、4か所70区画の町で設置させていただきました家庭菜園がございます。約40件の方が、町民の方々ですが、ご利用いただいておりますけれども、ほとんどの方が複数の区画をご利用になられています。

最近、利便性をよくするために、空いている区画を駐車場として整備したりしております。現時点ではほぼ空きがない状態になっています。利用されている方々は非農家の方で、ご高齢の方も多くて、お家から近くて農園のアクセスがいいところですか、先ほど申し上げた駐車場ですとか水路などの設備が整っているなど、手軽さを求められる方が多いように感じております。

したがって、こういった手軽さを求める利用者のニーズを重視するとしますと、河川敷内農地の菜園への活用はやや難しいように思われます。現時点では、家庭菜園というよりは、農家の方々が耕作を続けていただけるような方策を優先して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 関 良幸議員。

○7番（関 良幸君） 返却される農地の総面積は7.5ヘクタール、分かりやすく坪数に換算すると2万2,000坪ぐらいという、かなり広大な面積になると思います。これらの大半とい

うか、一部でも耕作放棄地になるということは、非常に影響が大きいと思います。ですから、町としては、相談に来てもらうのを待つということではなくて、積極的にいろんな機会を通じて働きかけて、集積化や支援策を講じていただきたいと。それも1年、2年というスパンじゃなくて、3年とか4年とか、ある程度中期的に働きかけていただきたいというふうに思います。

それと今、先ほど推奨品種の問題で、凍霜害の心配をされておりましたが、河川敷は割と凍霜害の被害は少ないというふうに言われています。ですから、その辺も研究していただいて、推奨品種を決めていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） 関議員の再質問にお答えいたします。

返却された農地の相談について、積極的にというお話でございます。おっしゃるとおりだと思います。

河川敷内農地に関しましては、古くから先祖代々受け継がれてきた農地ということで、非常に大切にされている農家が多いということも承知をしておりますし、その一方で、先ほどのように、様々水害に見舞われておって、その扱いが非常に難しいというようなところで、いろいろ悩まれている農家の方もいらっしゃると思います。そういった農家の方々のお声も聞くような形で、いろんな機会を捉えまして、実際にお持ちの方々のご意見をお聞きする中で、具体的な集積ですとか活用のほうも考えてまいりたいと思います。

2つ目の推奨果樹についてですが、たまたま今年がそうだったのかもしれないんですが、凍霜害、かなり被害が大きく出られたということがありました。そういったことも踏まえながら、技術的なところもありますので、先ほど申し上げたとおり、農協さんですとか県の指導も仰ぎながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 関 良幸議員。

○7番（関 良幸君） それでは、2点目の質問に移ります。

不在者投票を周知するため広報の充実をということで、4月に行われた町議会議員選挙は16年ぶりの選挙となり、有権者の皆さんに選択の機会ができたことは、とてもよかったのではないかと思います。ただ、投票率は53.36%ということで、16年前の77.12%から23.76ポイント下回って、過去最低となってしまいました。特に若い世代の低投票率が顕著で、10代が20.28%、20代が27.23%ということでした。町の将来を担う若者の低投票率はとても残念です。

私は今回の選挙で、住民票を小布施に残し、県外で学ぶ学生が意外に多いことを知りましたが、学生などが小布施に帰らなくても不在者投票ができるということを、学生本人や保護者が意外と知らないのではないかと思います。異郷で学ぶ学生が選挙を通して、特に町長選挙や町議会議員選挙などの身近な選挙を通して町とのつながりを感じてもらうことは、とても大切なことだと考えます。

また、中長期の入院中でも、病院で不在者投票ができるということも知らない人も多いのではないのでしょうか。期日前投票は、広報の充実もあり、選挙ごとに投票者が増えているのではないかと思います。同様に、不在者投票の広報も積極的に行う必要があるのではないかと思います。

そこで、幾つか伺います。

1点目、今回の選挙で不在者投票をされた人は何人で、そのうち、学生と思われる人は何人だったのでしょうか。

2点目、住民票を小布施に残し、県外で学ぶ学生の把握は難しいとは思われますが、これから学生の投票を促すため、ホームページやLINEなどで広報の充実に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

長野県が指定する病院などでも不在者投票ができるとのことですが、これらの広報も必要だと思われますが、いかがでしょうか。

昨日の中村議員の質問に若干ダブるところはあるかもしれませんが、答弁よろしくお願いたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、関 良幸議員のご質問のほうにお答えをいたします。

まず、今回の選挙での不在者投票の状況についてのご質問につきましては、投票用紙の請求が町の選挙管理委員会のほうにあった方が15人、うち、実際に投票された方が14人となります。投票された方の内訳ですが、恐らく学生であるというふうに年齢等から思われる方で、ほかの市町村で投票された方が4人、医療機関や福祉施設で投票された方が10人となります。

なお、1人、請求があり、投票しなかった方がおりましたが、その方は学生と思われる方でした。

今回の選挙では初めて、選挙公報を町のホームページやLINEに掲載しまして、町民の皆さんやほかの市町村にお住まいの皆さんなど、なるべく多くの方に、いち早く立候補者の

情報がお届けできるように努めてまいりました。

一方で、議員からご指摘があったとおり、不在者投票に係る情報発信につきましては、各選挙の実施の際にホームページ等で、選挙全般に係るお知らせの一つとしてお知らせをしてきたところですが、小布施に住所があり県外で学ぶ学生等の方も、お住まいの住所地の選挙管理委員会で投票ができるというような制度の趣旨について、十分に伝わっていない部分もあるというふうに認識しております。

今後、不在者投票や代理投票などに係る情報を常時発信できるように、専用の記事をホームページ上で作成するなど広報に努めるとともに、各選挙の実施に際しては、ホームページやLINEなどを活用して、より積極的に、この制度の趣旨等についてお知らせしていきたいというふうに考えております。これについては、学生さん本人だけではなく、やはり保護者への周知というのが非常に重要だというふうに考えております。

また、指定病院における不在者投票の広報については、これまで介護施設や病院施設に入られている方の投票について、県が指定する施設のうち、小布施町に住民票のある方で過去に投票の実績がある方がいらっしゃる施設について、該当者がいる場合は請求いただくように、こちらから通知のほうをお出ししてまいっております。

あわせて、町のホームページを通じて、今回の選挙で投票を希望する該当者がいる場合には、ぜひ請求していただきたいというようなお知らせをしており、今回の選挙でも、新たに3施設から請求をいただいたところになります。しかし、施設によっては、町の選挙があることを把握することが難しい場合もあると思いますので、町の広報紙や同報無線、LINEなど広報媒体を通じて、こちらについても積極的に町民の方にお知らせをし、ご家族の方で該当者がいる場合は、ぜひ入られている施設にご相談していただくよう周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 関 良幸議員。

○7番（関 良幸君） 非常に恥ずかしい話なんです、私、不在者投票と期日前投票というものを非常に深く理解していなくて、期日前投票は約20年前にできた制度なんです、単純に不在者投票が期日前投票に変わったというふうに理解していました。非常に恥ずかしい話なんです、今回機会がありまして、このことを知ったんですが、同僚の議員何人かに聞いたんですが、私と同じような認識の人が結構多かったです。ということは、やっぱり町民の皆さんも、期日前投票と、特に不在者投票ということをよく知らない人が本当に多いんじゃない

かというふうに思います。

住民票が小布施にあって、学生が住んでいるまちで投票できるというのも、今回の選挙で私の支持者から話を聞いて知りました。それから、病院で投票できるということも、2年半前、私、たまたま入院していて、後でそれを知りました。ですから、知らないことによって投票の機会を失うということは非常にまずい、課長のほうからは広報の充実に努めていただけるというような話もありますが、積極的に周知、いろんな媒体を使って周知していただきたいというふうに思います。

それから、先ほども話しましたが、町を離れて異郷で学ぶ学生たちに関しては、町とのつながりとか関係性とか、そういうものをもう一度振り返ってもらう、いい機会にもなると思いますので、投票率の向上のみならず、若い人たちとの関係性というようなことに関しても、やっぱり保護者の方を含めて周知を徹底していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、今2点、関議員のほうからいただいたご質問についてお答えいたします。

まず1点目、不在者投票と期日前投票を同じようなものというか、一緒くたにされている方が非常に多いというのは、私も、たまに選挙をやっていると、期日前投票って違うんだねというようなことを言われることも、多々ではないんですけども、何回かありまして、今、期日前投票所で看板を置いているところが、ちょうど不在者投票と期日前投票、両方隣り同士で置いてあったり、そのあたりも含めて、非常に混同されている方が多いというのは、議員からのご指摘も含めて認識しておりますので、ちょうど選挙が終わったタイミングで、皆さん選挙の記憶というのが非常に新しいうちに、なるべくこういったことに関しても周知を図っていきたいというふうに考えておりますので、こういった不在者投票と期日前投票というのは違うんだよというようなことも、分かりやすくお伝えしていきたいというふうに思っております。知らないことによって投票機会がなくなっているというのが一番避けたいことですので、それをなるべく回避できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、2点目、町との関係性を紡ぎ直す、また振り返るような非常に重要な機会であるというようなご指摘は、議員のほうからも以前にもご質問の中で、例えば職員の採用に関する情報であるとか、そういったことも含めて、町に住んでいない学生の皆さんへのお知らせと

いうものを進めてほしいというようなご指摘もあったと思いますけれども、今回、今年度の二十歳の集い等も含めて、ぜひ積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

昨年度、久しぶりに町でも、大学生向けの学生インターンシップというものを1週間実施しまして、町出身の学生さん6人に参加をしてもらって、彼らから非常に、町のことを再び知る、役場ってどういうことをやっているのかよく分からなかったんだけれども、すごくいい機会になったというような声もいただいていた、実際にそういった中から採用試験に応募する方が出てきていたりとか、そういったこともありますので、様々な機会を捉えて、そういう機会をつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（関 良幸君） 終わります。

○議長（小西和実君） 以上で関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 田 中 助 一 君

○議長（小西和実君） 続いて、1番、田中助一議員。

〔1番 田中助一君登壇〕

○1番（田中助一君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。

ここに立って見ますと、十何年前、この質問席を造ったことを思い出します。まさかここで質問をするようなことになるとは思っていませんでしたが、よろしくお願ひしたいと思っております。

通告では、千曲川の水害に対する備えはというふうになっております。実は私、以前、小布施町で担当をやっていたときに、鬼怒川の水害を境にいろいろなものが変わったものを一生懸命町民の皆さんにお伝えして、何とかしようということ頑張ってきたわけですが、なかなか伝わらないという、そういう経験がありました。

その中で、小布施町役場を退職した後、地元の羽場に戻って、何とかできないかということで、羽場の未来プロジェクトというのを立ち上げまして、その中で、こういう状態になったら避難しようねというようなことを進めてまいりました。その中では、非常に得るものも多かったんですけども、なかなかやはり問題も生じてきます。そのような経験に基づきまして、今回の質問をさせていただく次第です。

それでは始めたいと思っております。

平成27年9月、関東・東北豪雨において鬼怒川が氾濫し、多くの被害が出ました。この被害を境に、国の河川災害における方針は大きな転換点を迎えております。ちょうどこのとき、台風2つありまして、その台風に挟まれたところに線状降水帯が発生しました。これは、ちょうど群馬県辺りが初めにあって、そのまま東北のほうに動いていったわけですが、あの台風がもう少しずれていれば、きっと長野県に及んだだろうなということで、本当に肝を冷やした覚えがあります。

この経験を基に国が方針を大きく変えました。堤防などの施設の限界を超える想定を超えた災害、必ず起きますよということ、災害が起きても命が助かるように、なるべく、また被害が少なくて済むように、そういった減災への準備が必要ということで、減災という言葉もそのときに出てきたように思っております。

令和元年9月、台風19号による千曲川の増水、これが非常に記憶に新しいところでありますけれども、大きな被害をもたらし、また、その後続く、職員に係る大きな悲劇とともに記憶に新しいものでございます。

この方針転換とともに、千曲川堤防がかさ上げされている工事の最中ではあるんですけれども、施設、やはり限界があります。かさ上げしたといっても、やっぱり限界があるんですね。災害への備えが必要であるということを改めて感じております。

そのために、次のことについてお伺いしたいと思います。

中長期的な防災に関する計画、こういったものというのは、自分自身は今のところないと思っておりますが、非常にいろいろ地元の人に説明するときに必要な感じております。もしそういったものをつくるとすれば、目標年度をいつにするかということをお聞きしたいと思います。

千曲川の増水というのは、かなりの時間、波を打ってくるような形で、当初、昭和の時代は25年、あるいは20年というスパンで来ました。今は大分短くなって、大体15年程度で来るような流れになっております。こういったことを考えると、やはり前回の水害から考えて、これから10年後くらいを想定して目標を立てていくということが必要ではないかというふう考えているところであります。

また、災害の際に必要なとされる財源、こういったものが重要だと思います。いわゆる預金に当たるものです。通常では財政調整基金といいますけれども、財政調整基金でなくてもいいわけなんですけれども、財源がなければ予算は立てられません。いきなり災害が起きて、それに対する災害に備えた予算を立てるとなると、現物がなければ駄目なんです。

確かにその後、補助とか出てきます。しかし、その補助を期待していても、すぐには出てこない。そういう中で、いわゆる資金不足が発生する。亡くなった職員の課長ですけれども、非常に、いわゆるお金のことについて心配されていたという話も聞いております。こういったもの、大体どのぐらい必要なのかというふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

それから、住民の避難、ボランティアの参加による復旧、国や県、市町村への支援要求など、避難から復旧へのストーリー、いわゆる、必ず想定を超えた水害というものは発生します。とすれば、いかに逃げるか、その次はどうやって復興するか、これは一連のものだというふうにご考えております。

これを分かりやすく住民の皆さんにお伝えして、そのときの対策を立てていただく、こういったものが非常に大切になると思っております。どのような組織が連携し、どのような役割を担うことを想定されているのか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

4番目、最後になりますが、千曲川と松川、これは避難・復旧などについて、対処が全く異なるというふうにご考えております。また、水害の観点で考えられる防災につきましては、松川についてはハザードマップ、これは最近できたものでありますが、いわゆる水位が上がることによって、こういった浸水地域が出るかということになっておりまして、土石流については考えられておりません。

土石流、どうして考えられないかといいますと、県のほうで、やっぱり担当部署が違うんですね、河川課と砂防課。要は砂防課のほうの、いわゆる、こういう崖崩れが起きますよというような、そういう地域については、高山村にきちんと載っているんです。ただし、高山村のその地域が崩れたといったとき、ちょうど松川というのは側溝みたいになっていますので、そのまま飛んできます。その結果、小布施にかかる被害というのは相当甚大なものであろうというふうにご考えられるわけですね。こういう観点から、この対策といいますか、そういったものは非常に重要であるし、早急に取り組まなければならない問題だと思っております。

松川について、どういうふうにお考えなっているか、具体的な取組はどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小西和実君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 田中議員からご質問のありました4点につきまして、順次お答えいたします。

最初に、計画の関係でございます。

町では防災に関する基本的な計画として、平成21年3月に地域防災計画を策定し、毎年、県などの上位計画の改定に合わせ修正しております。地域防災計画は、主に災害の発生前後から復旧に至るまでの町や関係機関での対応方針を地震や水害などの事象別にまとめております。

町では、この計画を補完し、災害に係るリスクを洗い出した上で、より積極的に備えに取り組むため、令和4年4月に国土強靱化地域計画を策定したところです。これら2つの計画では、特に計画の目標年度を設定しておりませんが、国土強靱化地域計画については、事業編として、おおむねの事業期間を定めた具体的な事業一覧を作成し、取組を推進しております。

次に、2点目の災害の際に必要な財政調整基金、貯金についてお答えいたします。

財政調整基金は、地方公共団体が経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備えて積み立てておくものです。町の財政調整基金額は、令和元年決算時点では約4億円にとどまっておりますが、令和5年度当初時点では約13億6,000万円となっており、この3年間で10億円近く積み増しをしております。

町では、基金積立ての基準は特に設定しておりませんが、全国の市町村では、標準財政規模の5%から20%程度を基準としているところが多い状況となっております。現在の積立額は、当町の標準財政規模約35億円に対しては約38%、令和5年度当初予算の約57億円に対しては約24%に当たりますので、現時点では必要な積立額は確保できていないかと考えております。

ただし、災害時における町の支出額は、当然のことながら、災害の規模によって変わってまいります。災害の際には、国や県の補助を最大限活用するとともに、今後も万が一の事態に備え、適正な基金規模を確保してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の避難から復旧へのストーリー、関係機関との連携についてでございます。

災害が発生した場合の対応については、議員ご指摘のとおり、災害発生前後の住民等の避難から、災害による被害実態の把握や避難が長期化した場合の避難所運営の継続方法、関係機関との災害復旧に向けた連携・協働、災害ボランティアセンターの運営と復旧活動とのマッチング、仮設住宅の設置など多岐にわたるプロセスを、どのような団体と連携し取り進むかを想定し、事前準備を進めていくことが重要と考えております。

町では、災害発生前後の避難支援や避難所運営については、町職員はもちろん、自主防災会による活動が重要であると考えており、今年度は、先月5月に全自治会の自主防災会役員を対象とした防災講習会を4回に分けて開催し、小布施町の災害危険度や自主防災会の役割について、認識共有を図ったところでございます。

また、障害があり自力避難が難しい住民の方や避難所での医療的・福祉的ケアが必要な方については、浸水想定区域内の対象者について、今年度より個別避難計画を作成し、いざというときには町社会福祉協議会と連携しながら、公助による避難支援や福祉避難所での対応を想定しております。

災害発生後の被災住宅の応急危険度判定につきましては、専門的な知見を持った人材が必要になることから、町では令和3年度より、新潟県小千谷市に拠点を置く中越大震災ネットワークおぢやの会員として登録し、毎年職員が研修に参加するとともに、地震等で多くの住宅判定が必要となった場合には、ネットワーク加盟自治体への派遣要請を行える体制を整えております。

復旧に欠かせない町内外のボランティアと被災者をマッチングする災害ボランティアセンターの設置・運営につきましては、町社会福祉協議会と協定を締結し、具体的な役割分担を明確にしております。

また、災害時の道路等の応急復旧作業につきましては、小布施町建設防災支援会や小布施町建設友の会、小布施町建隆会の各団体と連携協定を締結するとともに、住民の皆さんの避難が長期化した場合の対応として、全国にトレーラーハウスのネットワークを持ち、東北の大震災等でも設置実績を有するカンバーランド・ジャパンと連携協定を締結し、いざというときに迅速に仮設住宅を配置できるよう準備を進めております。

このほかにも、様々な団体と連携協定を締結しておりますけれども、いざというときに協定が十分に機能するよう、毎年、連絡先の共有や対応方法の確認を行い、災害への備えに取り組んでまいります。

最後、4点目の松川に関する防災等の取組についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、千曲川と松川での災害については、実際に発生し得る状況は異なるものであり、それぞれ具体的に注意すべき点や対応も異なると考えております。松川につきましては、浸水想定区域のほとんどは0.5メートル以下の浸水深であり、浸水深としては千曲川ほど危機感を感じにくいものとなっております。

その一方で、一たび氾濫が発生すれば、流れが速く、土砂を含んだ水が大量に町内に流入

し、被害が広範囲に及ぶことが想定されます。また、堤防が削られる危険性のあるエリアもあり、特に河岸地域にお住まいの住民の皆様につきましては、浸水想定深にかかわらず積極的な避難の呼びかけが必要であると考えております。

このため、町では、連携協定を締結している国立長野工業高等専門学校、長野工専ですけれども、このご協力の下、松川が氾濫した場合の流速シミュレーションを行い、令和4年度には、地区内に松川の浸水想定区域を持つ自治会の役員を対象とした講習会を実施し、松川の氾濫危険度や氾濫のおそれがある場合の指定避難所などについて情報共有を図ってきております。

また、令和3年9月に茅野市で発生した土石流災害復旧にも災害ボランティアとして尽力した一般財団法人日本笑顔プロジェクトと連携協定を締結し、土砂撤去ボランティア派遣をお願いするとともに、重機オペレーターの育成に向けて、今年度より、町内在住者に対する重機オペレーター講習を無償で提供していただく仕組みの構築に向けて調整をしているところでございます。

なお、松川につきましては、議員ご指摘のとおり、水害ハザードマップへの掲載は法的に義務化されていないことや、他市町村でも掲載を行っていないことなどから、現状ではハザードマップ上に掲載しておりませんが、土石流のリスクも県想定の一つとして公表されており、信州防災アプリ等でも閲覧できるようになっております。

このほか、須坂建設事務所では、松川の樹木伐採、河道掘削を行っているほか、松川の支流となる河川や土石流の危険性のある地域での砂防堰堤の建設に順次取り組んでいただいているところでございます。

いずれにしましても、防災・減災に向けましては、まずは災害発生のおそれがある場合の逃げ遅れゼロに向けた住民の皆さんへの啓発や、実際の被害を想定した連携先の確保等に取り組むことが重要であると考えており、今後も毎年、防災講習会や防災訓練等を通じた啓発広報や各種団体との連携強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 田中助一議員。

○1番（田中助一君） それでは、再質問をさせていただきます。

丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

今回質問するに際して、先ほど財政調整基金の話もあったんですけれども、私がいたときよりも、担当の課ができたり、あるいは財政調整基金の積立てが多くなったり、そういった

ことについては非常に評価をさせていただいております。ただ、実際にやるとなると、非常にやっぱり分かりにくいというところがあります。

3つほど再質問させていただきますが、よろしくをお願いします。

まず、最初の中長期的な防災に関する計画、これについては、私、10年程度で何とかするというふうな、ざっくりとした計画はどうかというふうに申し上げたんですけれども、国土強靱化地域計画、これは5年計画ということで、とてもそれに足りません。これは、いわゆる地域防災計画、あるいは国土強靱化地域計画というものに頼る、きちんとそれにのっとっていくというのは大切だと思うんですが、はっきり住民の皆さんに分らないですね。

そういったところで、ざっくり、ここまではいつまでにやる、ここまではいつまでにやるという大まかな流れで結構なんで、できれば10年くらい、あるいは8年くらいで、こんなふうにしていきたいみたいなものを町民の皆さんと共有していただければ、そうすれば非常に、地域で防災に取り組む身としても分かりやすくなると思うんですね。

そういったところについて、もう一度、いわゆる目標年度について、あるいはその細部について、お決めになるおつもりはあるかどうかお伺いします。

2つ目ですが、財政調整基金につきましては、おっしゃるとおりでいいと思います。ただ、私がお聞きしているのは、災害について、足りていますかという話を聞いているので、財政調整基金そのものの額を聞いているわけではありません。要は、かなり莫大な量のお金が必要になると思います。補助金を最大限に使う、もちろんのことでございます。ただ、その前に、いわゆる現ナマで用意しなきゃいけないものがあるはずなんですね。そういったものについて、どうなのかということをお聞きしたいんです。財政上の預金はどのぐらいと想定しているかと、そういう意味です。

それから、3番目になりますが、いわゆる個別の避難計画等を策定しというところは非常にうれしいことであります。障害者の皆さんですとか、あるいは、いわゆる福祉的なケアが必要な、はっきり言いますと、私のうちの母もぼけていまして、非常に普通の避難所へ預けられないという状態だと思うんですね。そういったものについては、私が地域で、こういった避難をしましょうというふうな避難の予定を書いたものを、それぞれの組長ごとに作ってもらったんですけれども、そのときに、やはり避難所、中学校に行きますということじゃ足りないんですね。

障害を持っている方については、あるいは、うちの母みたいにぼけちゃった人については、どこに行ったらいいのかというの、ある程度、福祉避難所じゃないかと思うんですけれども、

行って受け入れてくれるかどうかというのが分からないんですね。

ですんで、こういったものをきちんとあらかじめ決めて、都度見直しも必要だと思いますけれども、そういったものをきちんと決めた上で、これ、いわゆる社協と連携して、公助によると言っていますけれども、はっきり言って隣組でもできると思うんですね。地域の皆さんが協力して、あの家は大変だ、じゃ一緒に連れていくかでもいいとは思いますが、いわゆる公助でなくても。皆さん忙しいですから、こういったとき。

社協だって、はっきり言って、この事態になったときには、いろんな地域から来るボランティアをまとめなきゃならないという話になってくるんですよ、その次は。そういったときに、やっぱりできるだけ公助に頼らずに地域で何とかするというふうな、そういったものも必要になってくると思うんですね。ですんで、そういった非常に、こういった個別避難計画というのはいずれいいんですけども、やはり私どもでもできるような、そういった役割のものは何があるのか。そういったところについては、しっかりと町と地域とで協力し合いながらというか、話をまとめながら、いければいいなと思っています。

という意味で、やはり自主防災会、あるいは地域の隣組さんに期待している部分はどこかというようなどころについては、お聞きしたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（小西和実君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 再質問で3点ございましたので、順次お答えさせていただきます。

最初に、計画の関係でございますが、確かにおっしゃるとおりで、地域防災計画、実は見ると千何百ページもあって、とてもとても、職員がやっと理解できるというような内容になっております。そういったところも、ただそういった計画は、ちゃんと機能するはずですし、機能させなければいけませんので、そういったものをちゃんと計画つくっているの、町民の皆さんにも、こういう計画があつてこういうふうに取り組んでいる、また、こういうふうに取り組んでいくよというのを分かりやすく周知するというのは、大変重要なことだと思いますので、そういった国土強靱化計画も含めて、分かりやすいものというのを周知できるようには検討したいと思っております。

国土強靱化計画の事業一覧も、幾つか事業が並んでいて、大体令和8年度くらいまでにやるといような事業が多いんですけども、多分町民の皆さんも、そういうことをご存じないと思いますので、町がこうやって、このくらいの期間までにこういう取組をするというのを分かりやすく伝えていくというのは大変重要だと思いますので、検討してまいりたいと思

います。

2点目の財政調整基金の関係でございますけれども、ちょっと私の説明が不十分で申し訳ございませんでしたけれども、例えば令和元年の東日本台風のときには、全体の支出額としては22億5,000万円ほどかかっております。いろいろな見舞金ですとか、あと河川敷の復旧ですとか、もろもろ含めて。そのうち、国や県からの支出が約15億円、ざっくりですけれども、あったというところがございます。残りの7億円が町からの、ある意味持ち出しみたいな形だったんですけれども、そのうち約4億円は地方債というところで、一気に負担するのではなく、長年にわたって負担していったり、また、場合によっては交付税措置があるというようなこともあるかと思っておりますので、一時的に必要な支出は、東日本台風のときは約3億円強かなというふう考えております。

今後、災害が局地化また激甚化している中では、どのような災害が起こるか分からないんですけれども、東日本台風のときの支出額というのは、ある程度目安になるかと思っておりますので、そういった、今後にも備えて、貯金というか財政調整基金は確保してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目については、総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、3点目の自主防災会、隣組の皆さんに期待しているところというようなご質問についてお答えいたします。

田中議員のほうからご質問があったように、町だけでは当然できないことというものが山積みというか、実際の災害が起きたときには、かなり限られているという状況があると思います。その中でも、まだ水害に関しては、一定程度、台風が近づいているとかそ、ういったことが予見できる部分もありますし、順を追って、自主防災会長さんであるとか隣組長さんへの連絡、共有、依頼ができるという部分もありますので、比較的地震と比べると、順を追って取り組めることであるというふうに認識しております。

町では、そういった中で、特にこの3年間は、水害というものを一つの大きなテーマとして、様々な取組をやってきたわけですけれども、自助・共助・公助の中で、それぞれがやるべき取組というものを分けて、まずはやはり自助の中で、ご家族の中であつたり個々人の中で、こういった水害が想定される場合には、こういった取組、こういった計画でやるべきなのかということを考えていただきたいと。

その取組として、我が家の避難計画、マイタイムラインというものを、特に水害の発生が

予見されるような浸水想定区域の皆さんに普及啓発を図って、ご家族で、実際に水害が想定される場合には、避難所をどこにするのか、どういう行動を取るのかということをご計画をお願いしたいということで、繰り返し周知を図ってきたというところです。

その中では、当然、町の避難所というところは、そこまで充実した環境がつかれるわけはありませんので、親戚のご自宅であったりとか、そういった快適な場所になるべく逃げていただきたいというようなことも含めてお知らせをしてきていると。そういった中で、自助だけではなかなか難しい、特に要支援者の方々の共助の部分に関しては、地域支え合い名簿というものを作りまして、そういったものを地域の中で共有していただいて、いざというときには自主防災会、隣組長の皆さんと共有を図って、支え合いをしていただきたいというお願いをしてきたというような状況になります。

ただ、そういう議論をしている中で、やはり地域の皆さんから、とはいっても、自助・共助ではちょっとどうしようもできないような方々もいるんだよというようなことが、非常に大きな課題として浮かび上がってきたということで、令和2年度から検討を進めまして、昨年、試行的に個別避難計画というものを、特に浸水想定区域にお住まいの自力避難が難しい方を対象につくり、今年から本格的な制度化を図って、今30名弱の方の、そういった避難計画というものを策定しているという状況がございます。おおむね30名から60名ぐらいが、町の公助として考えれば、できる最大限かなというふうには思っております、そういった認識の中で取組を進めているという状況です。

そういった中で、自主防災会、また隣組の皆様には、こういった自助・共助の部分というものをぜひ担っていただきたいというふうに思いながら、取組を引き続き進めていきたいと思っております。

なかなか伝わっていかない、1回では取組が普及していかないというような状況もございますので、毎年繰り返し啓発の場をつくりながら、徐々にそういった認識が地域に広まっていくように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 田中助一議員。

○1番（田中助一君） ありがとうございます。大分分かりやすくなったと思います。

ちょっとすみません、先ほど2番目の、いわゆる災害の際に必要なとされる額について、それから最後のものについて、ちょっとお聞きしたいんですが、元年のときに22億円かかりま

したと、町の最終的な負担は3億円ですというご説明があったんですが、今、想定氾濫区域というのはかなり大きくなっております。令和元年のときと比べ物にならないと思います。そう考えたときに、足りるのかどうかという話、また蒸し返しになってしまいますけれども、到底足りるわけないという話だと思うんですね。

そういったことで、まだ試算されていないんだったら、それはそれで仕方ないんですけども、もしされていないんだたら、今後する予定があるのか、ぜひやってもらいたいんですが、それをお聞きしたいということと、それから、最後の大宮課長さんにお答えいただいた個別避難計画のことですけれども、30名から50名というふうにおっしゃいましたけれども、問題は、じゃうちの母はどうなんだという具体的な話になったときに、どうするのかみたいなどころがあります。

そもそも自助・共助・公助の話合いというのは、いわゆる自助、本当はしなきゃいけないという話になっていても、いわゆるマイタイムラインをつくったとしても、みんなそれに従って逃げないですよ、はっきり言って。大切なのは、隣組長さんとかが、この間、令和元年の翌年にあった、お盆に千曲川の水が増水しました。そのときに羽場でやったのは、まず隣組長さんに集まってもらったんです。隣組長が声をかけて、それで、こちらの避難所に高齢者を連れてきた。多分あのとき、羽場が一番多かったんじゃないかと思うんですけども、そういった取組ができるんですよ。

それってやはり、いろんなつながりの中で話合いをして、ここは共助にしよう、自助にしよう、あるいは公助で最終的にはお願いしようというところが決まってくるもので、そこら辺のきちんとしたやり取りといたしますか、自治会によってもやっぱり取組状況は違うと思いますけれども、丁寧にやっていただければというふうに思います。

最後のは、すみません、再質問というよりはお願いですので、2番目のところだけお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小西和実君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 災害に係る費用の関係でございますが、試算については、課題としては、一つとしては捉えたいと思いますが、実際はなかなか、ちょっと難しいかなと思っております。

令和元年の東日本台風以降、例えば22億円の中には、流域下水道の復旧のお金ですとか、あと土のうですとか堤防強化の町負担分ですとか、そういった部分も含まれておりますので、そういったところでは、被害がないとは言えないんですけども、被害を少しでも抑えるよ

うな取組は行われてきておりますので、そういった面では、災害に係る費用も、前回でのそういった部分では抑えられるのかなという部分もありますけれども、ただ、あれ以上の大雨が降ったり、被害が起きないという、そういうことは言い切れませんが、そういう状況でございますけれども、実際、試算はちょっと難しいんですけれども、他市町村の状況を見ましても、現在では一定程度確保できているのかなとは思っておりますので、そういったところで、また財政調整基金、しっかり確保していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で、田中助一議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（小西和実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 倉 繭 君

○議長（小西和実君） 順次発言を許可します。

4番、小倉 繭議員。

〔4番 小倉 繭君登壇〕

○4番（小倉 繭君） 4番、小倉です。

一般質問の質問事項を読ませていただきます。

小布施町立小・中学校の英語教育の現状の把握を。

質問の要旨1、チームティーチング形式の授業は提供されているのか。

2、小学校での英語を母語とする助手、いわゆるALTの助手の募集は、どのようにされているのか。

3、小学校での英語教科日本人の募集方法は、雇入れの形態は。週何コマ教えているのか。

か。

ちょっと番号がずれます。間違えていました、すみません。

5番を4に置き換えます。小学校の英語講師の教職免許はあるのか。短期集中講座や通信教育で、今後教免を取るように指導しているのか。

5、小・中での教師全員の英語力を図るCEFRのBレベル、これは文部省の英検の準1級です、レベルをクリアしているか。

6、小学校の5年度の指導・運営の内容、分担表に、教育委員会とも相談し、時間割を調整していく、その具体例を。

7、小・中での日本人講師を含めた英語使用時間の割合を調査したことはあるか。小・中の英語教師らに、英語担当教師の英語使用状況、授業中の外国言語使用率は全国平均74.4%、授業時間内でその数値を満たしているか。

8、ほかの自治体の公立校でも取入れを始めた同町内小・中での英語講師の共有、近隣地との提携や共有を考えていないのか。

9、英語を母語とする助手の派遣会社への依頼やリクルート方法は過去に試したか。その方法にて、講師の今の空白期間を埋めることは考えないのか。

10、中学校のALTの退職の可能性や就労ビザの期限なども含め、今期は教えてもらえるのか。

11、小学校でのALT不在の解消への時期の目安は。

以上です。よろしく申し上げます。

要旨読み上げました。答弁申し上げます。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） それでは、小倉議員のご質問に答えます。

小学校のチームティーチングについてです。チームティーチング形式の授業は、担任と日本人英語指導者が打合せをしながら授業を進めています。ALTが現在不在ですので、デジタル教科書を英語のリスニングに活用しています。

次に、英語助手の募集・雇用についてです。小学校のALTは、令和5年3月末で退職されたため、新年度に向け、町のホームページで募集を行いました。その後、以前小学校でALTをされていた方が応募され、4月から勤務をしていただきました。しかし、4月末で諸事情により退職されたため、現在は不在となっています。

小学校での英語教科日本人講師の募集方法と雇用形態等についてです。現在の英語講師、特別非常勤講師に当たりますけれども、令和3年4月1日からお勤めをいただいています。採用の経緯につきましては、学校関係者の紹介で面接試験等を経て採用に至っています。また、雇用形態は、町費のパートタイム会計年度任用職員として勤務していただき、勤務時間は8時20分から4時50分です。

なお、持ち時間は週25こまで、1週間のこまというのは29こあるんですけども、その中の25こまで、学校学年行事の都合で調整しながら行っています。

現在、この小学校の日本人英語講師につきまして、英語並びに他教科の教員免許はありません。しかし、昭和63年に創設された特別非常勤講師制度により登用しています。この制度は、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図るもので、これにより、教員免許を有しない非常勤講師を登用することができる制度になります。

手続につきましては、県教育委員会へ届出が必要で、小布施町ではこの届出を行っているため、制度上問題はないと理解しています。今後、教員免許の取得につきましては、この夏に教員免許の取得予定とお聞きしています。

次に、CEFR、Bレベルをクリアしている小・中学校の職員についてのご質問です。

まず最初に、議員からもご説明がありましたが、CEFRという言葉ですが、これは外国語の実用レベルを測るための新しい指標、評価基準になります。

外国語の能力を測る検査方法には、英語検定、最近ではTOEICあるいはTOEFL等、検定にはたくさんの種類があります。そこで、それぞれを対照表にまとめたもので、習熟レベルを大きく6段階に分けています。A1は初級、A2は基礎、ですから、主にAは基礎ということになります。B1は中級、B2は中上級、別のあれでは自立というふうにも表現するようですが、C1は上級、C2は最上級、別の言葉でいくと、熟達レベルというふうに表現するようです。

例えば、英検1級は、このCEFR対照表に照らし合わせるとB2からC1ですので、中上級から上級の実用能力が身につけている方だというふうに判断していきます。

そこで、小学校の担任で現在、CEFR、Bレベルをクリアしている職員はいるかどうかという質問ですけれども、小学校の担任で現在、CEFR、Bレベルをクリアしている職員はいません。ただ、小学校の外国語活動、外国語の運営上、これは問題はありません。

1名の日本人小学校英語講師ですが、この方はCEFR、Bレベル相当をクリアしていま

す。中学校では、C E F R、Bレベル相当以上のスコアを取得している英語教諭は現在は1名です。第2期教育振興基本計画では、英検準1級程度以上を取得した英語担当教師の割合を、中学校では50%以上を目標と示されています。

ご質問の令和5年度小学校学校教育計画の外国語活動、外国語において、指導及び運営の内容、分担の項目中、令和5年度計画に町教委とも相談し、時間割を調整していくというご質問ですが、これは昨年度の令和4年度の課題として、金曜日に小学校ではA L Tの参加した授業を行っていたんですが、金曜日は行事が多くなることもありまして、今年度、令和5年度には、町教委とも相談して、A L Tに木曜日も来てもらうように時間割を調整することを計画して盛り込んだ内容ということになります。

小学校における授業中の英語使用時間の割合を調査したことはありませんが、日本人英語講師の感覚では、5から6割程度、英語による発話の授業が行われているのではないかというふうに捉えています。しかしながら、3年生、4年生、5年生、6年生が外国語の授業を今していますが、学年に応じて差はあるという捉えです。

中学校では、令和4年度、英語教育実施状況調査を実施しています。調査内容の英語使用時間の割合の中で、英語担当教師の英語使用状況において、中学校では74.4%の学校で、英語担当教師が英語の発話の半分以上は英語を使ってやっているとされており、小布施中学校でも全学年でこの基準はクリアしています。

他自治体とのA L T人材共有のご指摘ですが、事例も調べながら、まずは近隣の須高・中高地域との連携も視野に対応を検討していきたいと考えます。

また、派遣会社につきましては、雇用方法の選択肢として、以前に派遣に関わる経費等の情報収集を行った経緯があります。直接雇用するより派遣でお願いしていく場合には、かなり高額になります。予算等の関係もあり、実現には至りませんでした。

今後、雇用形態については、小布施の園児・児童・生徒が目的意識や相手意識を持って、生き生きと英語でやり取りする授業や活動ができる環境づくりを目指していきたいと考えています。議員ご指摘のように、様々な対応を検討していきたいと思えます。

現在の中学校のA L T勤務継続についてですが、令和4年12月に就労ビザの更新をしていたいただいています。任用の期間は1年間ではありますけれども、今後も継続して指導していただけるものと考えています。

現在、小学校では、急な退職によりA L Tが不在となっています。今後、議員のご指摘のように、6月、今月現在、中学校に在籍しているA L Tが週に1回程度、小学校への兼務が

可能かも含めて、様々な対応を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） ここに、今日に至るまで、ほかの議員と一緒に、この近辺の小学校のALTのチームティーチング、2校見てきました。来週は、もう一校視察の予定です。それで、そのとき、ちょっと気がついたんですけども、須坂の小6のチームティーチングでは、3人の先生、ほとんど日本語を使わないで、すごくよいチームワークでティーチングしていて、それで、終わりにお聞きしましたら、ここまで来るのに6年間かかったと。そのALTの先生は、6年間そこにいらっしゃいます。それで、そういったものが小布施のほうでもあるといいなと思っています。

それで、お聞きします。

1番の質問です。質問のALTのパートタイムということですが、ALTは、計算すれば分かると思うんですけども、週何時間、小6と小3を教えていて、何クラス教えていますか。1こまで何クラス、何時間という、それは後になりますか。今の新しい質問だから。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員、質問は全てしてから回答いただくように。

○4番（小倉 繭君） 分かりました。すみません、いいです。こっちが悪いんで、すみません。

先ほどの教育長のお話ですと、CEFRのBレベルを、最初は小学校では、職員はレベルはクリアしていないとおっしゃったんですけども、1人の先生が。それで、後から、しておりますというふうにおっしゃったように思えるんですけども、私の聞き間違いですか。

○議長（小西和実君） 全て質問してから、1回座っていただいて、全てまた回答する仕組みになっていますので。

○4番（小倉 繭君） 分かりました、すみません。

○議長（小西和実君） 質問を順次してください。お願いいたします。

○4番（小倉 繭君） じゃ、戻ります。

先ほどの小学校の特別非常勤講師の先生が、夏に教職免許を取るということですが、これは英語教育の教職免許を取られるんですか。

それから、もう一つ、質問6か5なんですけれども、金曜日に行事があるということは分かります。それで、行事で小3、小6の教科の授業が遅れたときに、それを補講として、ど

こかで組み入れているんですか。それともないままで、補講はしないで、潰れたということにしているんですかということですね。

それから、最後のほうの中学校のALTのニュージーランドの先生ですけれども、12月にビザのエクステンションしたということで、ビザのエクステンション、何年間延長されて、もちろんビザのスポンサー、日本側の受入れスポンサーは、小布施町ということでよろしいんですね。そのあたりを確認したいです。

再質問は以上です。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 小倉議員のご質問に答えます。

まず、1番のALTがどの学年、クラスを何こま持っているかというのは、調べなくては分かりませんので、後日ご連絡いたします。

2番目の小3、小4……先ほどもこのように説明したのが、ちょっと分かりづらくて申し訳ありませんでした。小学校の現在の担任は、CEFR、Bレベルをクリアしている職員はいないんですね。ただ、小学校に、日本人の1名、先ほど言った非常勤英語講師がおります。その方はCEFR、B以上をクリアしていますということです。

それから、この方が、日本人の小学校の現在の英語講師ですが、どの教科の免許を取ろうとしているのかというご質問です。英語の免許だというふうには聞いておりますけれども。

それから、4つ目の現在、外国語活動、外国語というのは、栗ガ丘小学校では小3、小4、小5、小6が行っています。それで、小学校3年生、小学校4年生は週に1時間です。小学校5年生、小学校6年生は週に2時間です。ですので、トータルで、例えば小学校3年は週1時間ですから、年間で35時間授業を受ける、それは保障していかなければいけませんので、行事で潰れた場合には、どこかでその授業を保障していくことになります。それは小3も小4も小5も小6も変わりません。

それから、5つ目のALTの就労ビザの期間というご質問です。令和7年11月までと聞いています。スポンサーは教育委員会ということになります。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） 先ほどちょっと申し上げたとおり、2つの学校を見てきまして、一つのほうは3月にぎりぎりに小学校のALTが決まって、授業は、5月に行ってきたんですけども、打合せが全然できていない状態で、授業も日本人の先生が日本語でずっと話し続け

るという感じで、活用されなかったんです。ちょっと途中で帰ってきました、それで、礼を失ないようにあれしたんですけれども、校長先生と話して、日本語を使うクラスの時間が多いんじゃないですかということ。

文部省のほうの新学習要領では、小学校、英語は音声言語ですから、小学校のほうはALTの活用度が多い、中学になるとだんだん少なくなってきた、先生同士のやり取りとか、そういう英語のやり取りとか、それから発音のモデル、そういうものを聞きながら、子供たちはどんどん習得していくという感じは、須坂のほうではすごくそういうものがきちとなされていたので。

それで、もう一つのほうでは、ちょっと日本語の時間が長過ぎるんではないかと、そうではないかと、そういうことは気がつきませんでしたということ、帰ってきたんですけれども、須坂のほうはとてもすばらしくて、それで、私が大昔に、私も中高一貫のイエズス会の学校で学んだので、中高一貫だったので、そのときの授業と遜色ない私立のミッション系の授業だったと思います、須坂の学校は。

そのときおっしゃったことは、6年間同じ先生で、ここまでするのに6年かかりましたとおっしゃったんですね。それで、細切れで雇われると、本当のチームティーチングになかなかいかないという印象は受けています、これからの問題だと思いますけれども。

ですから、外国人助手のしょっちゅう替わるとか、それから定着しないとか、お給料の報酬の面もあると思うんですけれども、ある程度提示していただいて、みんなで共同作業で、このくらい今の相場でかかるんじゃないかとかということ、これを提示していただければ、こちらでも勉強会を開いて、これ以上、この北信の中でこんなに格差が広がっちゃっているということで、やはり小布施の子供たちに、そういう教育が提供されないということは残念なので、子供はどんどん大きくなって行って、その間、よそのクラス、チームティーチングで、同じところで1週間、須坂ともう一個のほうとずれただけなんですけれども、同じ単元やっていたんですよ、真面目だなと思って。こんなに授業の内容が違うのか、子供たちの顔つきが違うのかと、そういう印象を受けたので、いい先生を長く定着する、ロングタームで雇われるような形をお考えください。

それで、先ほどのほかの議員さんの一般質問なんですけれども、小中高の一環教育を目指しているということで、とてもいいことだと思うんですけれども、このような状態で、実際に展望とか、希望は大事なんですけれども、4月に入って5月で辞めちゃったみたいな感じで、大丈夫ですかねというのが親御さんたちと、それから私どもの気持ちです。ですから、よろ

しく願います。

それと、もう一つ、帰国子女とか、それから、外国語をある程度母語とするような家庭がこれから流入してくると思うんですけれども、もう少し長野県内の北のほうでは、中学1年の英語の先生が、私は英語の発音が駄目なんで、何とか君にしてもらいませうね、何とか君にしてもらいませうね、私は発音が駄目なんでというふうにして振り分けられちゃって、それがいじめの要因になったという話も聞いています。うちの息子です。

それで、そういうようなことが起きないように先生のスキルを確保していただきたいということ、それから、青山学院とかそういうところで今、リスニングみたいのがあって、短期講習で小学校の英語を教えるための日本人向けの講習とかというのがありますんで、そういうものも研究されてください。

これで質問1のほうは終わります。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員、質問しない場合は発言許可できないので、質問する形でしかお話ししていただけないんですね。今のが質問でない場合は発言していただけないので、質問という形を取って発言するようにお願いいたします。

なので、3項目、すみません、お願いいたします。

山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 3項目をまとめた形になってしまうかもしれませんが、まず、令和5年4月1日に新たに小学校にALTを採用した。そして、このALTの方には当然、教育委員会の願いもお伝えしました。そして、その願いの大きく今までと違うところは、保育園、幼稚園にも入っていただきたいという願いが教育委員会にはありました。

それは多分、小倉議員が願うところでもあると思いますが、3歳、4歳、5歳の小さな小布施町のお子さんからリスニング、英語を聞く環境をつくっていけたらいいのではないかとこの願いがあったからです。

ですが、今回、4月末で諸事情により退職されてしまったということは、確かに町としての条件整備を考えていかなければいけないということにあると思いますので、そういう点は、小倉議員の指摘がありましたので、大事にしながら、これからもALTのこと、それから英語教育の環境整備に関しては努力していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） 質問2になります。小布施ガイドセンター、ア・ラ・小布施の現状と

町全体の外部からの訪問者への町内案内の方策は。

2017年前後から、小布施町指定管理者ア・ラ・小布施のガイド業務が機能せず、年末年始、ゴールデンウィークやお盆、祝祭日に長期閉めているケースがあり、休日に増える町外からの訪問客への対応ができていないことが、町民や観光業者たちの中で不便と不満が噴出しています。2023年4月にはインスタグラムのハッシュタグで、週末の17時から23時までのバー営業、ダンス・イングリッシュバーの宣伝もされている。本来の業務からかけ離れた営業と町指定管理者との契約は、どのように施行されているかを伺いたい。

質問1、町と締結されたガイドセンターや文化施策などの機能は、ア・ラ・小布施は満たしているか。

2、週末の夜のバー経営を小布施町は把握しているか。第三者への又貸しか。契約に明記されているガイドセンターの営業時間を超えているのを町はどのようにお考えか。今後、町は規約を変えるのか、あるいは実態調査をされるかを伺いたい。

3、指定管理者として年額240万円相当の家賃無料、後方のホテル収入が激減したので、税金から221万9,000円余の委託料が払われているが、そもそもホテルは借地権が大家との更新はされず、ア・ラ・小布施自身にホテル経営権が今ないと聞いています。遡り平成24年、平成26年前後のア・ラ・小布施の決算書によると、北斎館東駐車場と森の駐車場の料金も徴収を任せられ、それが収入となっていました。その300万円余の売上げは取締役1人分の報酬金額と同じと記載があったが、そのときだけでも経営が苦しく、今は駐車場とホテルの収入がなく、毎年税金から継続的に補助金、委託金を出すのか。それが観光施策の有効な活用となるのか。

4、北斎館横大型公衆トイレが解体され、大型の観光バスの小布施町への来訪が減り、かつ近隣の飲食店ではトイレ使用のみの依頼が増え、奥に入るトイレ使用者と料金を払い利用する客との区別がつかず、無銭飲食の被害に遭った店舗も生じたことを町はご存じか。ア・ラ・小布施前に町中の公衆トイレの案内看板だけでも設置できませんか。ア・ラ・小布施1階を公衆トイレにしたらどうかという要望さえあります。

コロナ禍以前から、15時30分にはガイドセンターを閉めていることが多々起きていました。個人客やインバウンド客も増え、ア・ラ・小布施が本来のガイドセンターの役割をされるようにならないと、市村前町長が形づくったア・ラ・小布施は、単なる既得権益の受益者かと町民間で言われます。それが目立ち、町民の不公平感を増長し、不満が抑えられないことになります。その前に、町が、ア・ラ・小布施への現状調査と指導を行うことも望みます。

今申し上げたことは、地方公共団体による指示・指定の取消し、業務停止命令第244条2第10項11に基づいてお話ししています。お願いします。

質問を終わります。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、小倉議員の小布施ガイドセンターに関します4つのご質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の町と締結されたガイドセンターの機能をア・ラ・小布施は満たしているかのご質問です。

小布施ガイドセンターは、町の観光案内、視察研修の受入れ、特産品の展示及びあっせんなどを通じて町の産業振興を図ることを目的として、平成6年に開設した施設になります。現在は、令和8年3月31日までの5年間を有効期間といたしまして、株式会社ア・ラ・小布施を指定管理者として指定し、管理運営を任せております。

ここ数年、新型コロナの影響などにより、町外からの来訪者の方が激減しておりましたり、あるいはスマートフォンなどの普及によりまして、観光案内の形態が変わったりしてきておりますけれども、そういった中で、件数は少ないかもしれませんが、窓口あるいは電話による丁寧な対応というのは依然として、来訪される方に対するおもてなしとして大切なことでありますので、その機能につきましては、ア・ラ・小布施はその役割を十分に果たしてきているというふうに考えております。

なお、議員のご指摘のように、昨今のコロナ禍におきまして、来訪者が見込めない冬の期間など、ガイドセンターを早く閉めたり、休んだりというところがございます。今後は来訪者の増加が見込まれますので、冬期間も休むことなく案内を行っていくこととなります。

2つ目です。週末の夜のバー経営を町は把握しているか。第三者への又貸しか。規約の営業時間を越えているが、規約を変えるのか、実態調査をするのかのご質問です。

施設の目的に沿いまして、その利便性あるいはサービスの向上を図るために、指定管理者は自主事業を行うことができます。ア・ラ・小布施がガイドセンターで行っております伝統野菜の保存と普及活動、文化芸術活動、喫茶・飲食事業などがこれに当たりまして、議員のおっしゃる夜間の事業というのは、この中の喫茶・飲食事業に含まれるものと理解しています。

この夜間の事業は、昨今コロナで非常に暗い世の中でありまして、町なかに明かり

をつけましてにぎわいを演出して、来訪者と地域の方々との交流を生み出すとともに、英語を母国語とする方がその場にいらっしゃることで、海外からの来訪者の方への対応と地域の方々から国際的な感覚を養うことができる社交場、こういった目的として、ア・ラ・小布施が実施主体となりまして、試行的に実施しているものと説明を受けております。

この事業は、今後、自主事業としまして、ガイドセンターのサービスの向上に一定の成果が見込まれるというふうに判断した場合には、正式に利用時間の変更も検討してまいりたいと思います。しかしながら、成果が認められなかったり、本来の施設の目的や協定を大きく逸脱するようであれば、改善を求めてまいりたいと考えております。

3つ目です。毎年税金から継続的な委託料を出すのか、それが観光施策の有効的な活用となるのかとのご質問です。

ご案内のとおり、指定管理者制度というのは、公共施設をノウハウをお持ちでいらっしゃる民間事業者などに管理運営してもらうことで、サービスの向上や経費の縮減を図ろうというものです。

ガイドセンターを管理運営する際には、当然ですけれども、人件費や光熱水費、あるいは消耗品や通信費など、様々な経費がかかってまいります。利用料などを徴収できる施設であれば、その収入を経費に充てることができますけれども、基本的にガイドセンター自体は有料施設ではありません。したがって、必要な経費は町が支払う必要が出てまいります。

ご質問にもありましたとおり、かつてのア・ラ・小布施は、別に行っていたホテル事業等の収益をガイドセンターの経費に充てることによりまして、本来町が支払わなければならない委託料を受けることなく、ガイドセンターの管理運営を行い、町の財政的な負担軽減に寄与していました。しかしながら、ホテル事業の収入減などによりまして、令和2年度以降は、毎年必要な経費を積み上げまして、その精査した中から、約170万円から220万円ほどの委託料を町が支払っております。

ガイドセンターに限らずですが、町の施設の管理運営に必要な経費は、町が持つのが当然であります。今後も毎年、内容をよく吟味した上で、適切な額の委託料を払っていく考えです。加えて、ガイドセンター自体のより有効な活用方法、駅前の六斎舎など他の観光施設との連携、さらには今後の町全体の観光案内の在り方についても、関係の方々と一緒に検討していかなければならないというふうにも考えておるところです。

4つ目の北斎館トイレが解体されたが、ア・ラ・小布施に公衆トイレの案内看板だけでも設置できないか。本来のガイドセンターの役割をするよう、ア・ラ・小布施の現状調査と指

導を望むということに関してです。

北斎館周辺整備とトイレ設置に関する町の考え方につきましては、小淵 晃議員、小林一広議員のご質問の際の町長の答弁のとおりになります。

当面の短期的な対応といたしまして、北斎館のトイレに加えまして、他の公共的なトイレ、例えば高井鴻山記念館、あるいは森の駐車場、今回のガイドセンター、こういったところのトイレへの案内の方法ですね、これは方法とすれば、議員ご提案の看板ですとかマップですとか、いろいろ手法はあるかと思いますが、これらの方策につきましても、観光協会など観光関係の方々と一緒に検討させていただきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、ガイドセンターだけでなく、ほかの公共施設もそうですが、求められる役割に応じて適切な施設運営が図られるよう、指定管理者による管理運営の状況をよく確認するとともに、必要に応じて協議・指導しながら、施設設置者としての責務を果たすべく努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） ちょっと前後してしまいますけれども、施設の管理ということで、こちらのほうに、駅のところにある小布施文化観光協会の会計報告と、それからア・ラ・小布施の小布施ガイドセンターの会計報告があります。

それで、質問ですけれども、令和2年度の委託料明細書のところに管理料と一般管理費の項目があります。一般的管理費のほうに、コピー、それから消耗品代として5万8,336円、コピー用紙、インク代とあります。こちらのほうは、前のところを拝見しますと、リースというふうに出ているんですけれども、リースで用紙、インク代のお金がかかるんですか、それとも、コピーを買われたということでしょうか。

これは年号が入っていないので、リース料として8万2,000円、会計報告にありまして、その中の2万7,000円を町が負担しているんですね。コピー料のリース料の中にインクと用紙は含むというふうに、私のほうで借りたときに話になっているんですけれども、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。細かい話です。それが質問です。

それから……

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員、よろしいですか。今の質問に関してなんですけれども、まず、最初に一般質問の通告に出ていませんので、その部分については回答していただけないことになります。

それと、内容についても、行政事務に関連しないア・ラ・小布施の別の会社の外部の会社の決算についてということは、行政のほうでは答えられないと思いますので、そのあたりは、分かる範囲で、もしかしたら答えていただくことがあるかもしれませんが、基本的には問うことができないという認識をお持ちいただけたらと思うんですが。

○4番（小倉 繭君） その認識について異論があります。

○議長（小西和実君） 今日の段階では、すみません、とにかく1番については……

○4番（小倉 繭君） 指定管理なんで。

○議長（小西和実君） 1番については、通告がなかったので回答できないと思われませんが。

次の再質問、お願いいたします。

○4番（小倉 繭君） 指定管理法に基づいた指定管理者制度の目的として、1、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、2、施設管理における費用対策の向上、3、管理主体の選定手続の透明化というのがあるんですけども、その透明化に関して、どのくらいこれから、町としては立ち入ってなさっていくのかということ。それで、昔は出向が来ていましたけれども、役場から人が張りついているわけじゃないので、町長がサインしている約定書を見ますと、営業時間のことも書いてあるし、これは変えていくのか、これから。それとも、今試しにやっている施策なので、遅くやっているバーなんかは、それを変えていくのか。その件について、質問になります。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） ただいまのご質問のオープンしている時間の関係、あと内容の確認ということだと思いますが、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、今行われている事業につきましては、実際にどれだけの成果が出ているのかというようなところは、よく確認をしていきたいと思えます。

それによりまして、これは素晴らしい事業だねということになりましたら、先ほど申し上げたとおり、時間の変更なども考えていきたいと思えますが、まずはいろいろなチャレンジをしているというところで理解をしているところでございます。

以上です。

○4番（小倉 繭君） 質問終わります。

○議長（小西和実君） 以上で小倉 繭議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時49分